



Topic

- ▶▶特集「ご存知ですか？法テラスの司法ソーシャルワーク」
- ▶▶新しいスタッフ弁護士が着任しました。
- ▶▶業務実績報告
- ▶▶法テラス奈良 ご利用ガイド

【編集・発行】

日本司法支援センター奈良地方事務所（法テラス奈良）

〒630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6階
(近鉄奈良線「近鉄奈良駅」徒歩3分・JR「奈良駅」徒歩15分)

050 0503383-5450 [平日：9時～17時]

平成23年3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震で被災された皆様には、心からお見舞いを申し上げます。法テラスでは、「東日本大震災」関連の相談を受付けています。(法テラス震災ダイヤル 0120-078309)

【特集】スタッフ弁護士の活動から

ご存知ですか？法テラスの司法ソーシャルワーク

地域には弁護士・司法書士等の法律家のみならず、行政・福祉などの分野で市民からの相談に関わる支援職者がおられます。これまでわが国では、地域のセーフティネットワークに「司法」の役割がぼっかりと抜け落ちていたと指摘されています。法テラスは、地域におけるさまざまな関係機関とつながることで地域のセーフティネットワークに「司法」・「法律」の支援を補完し、支援ネットワークをより緊密・強固にしていきたいと考えています。

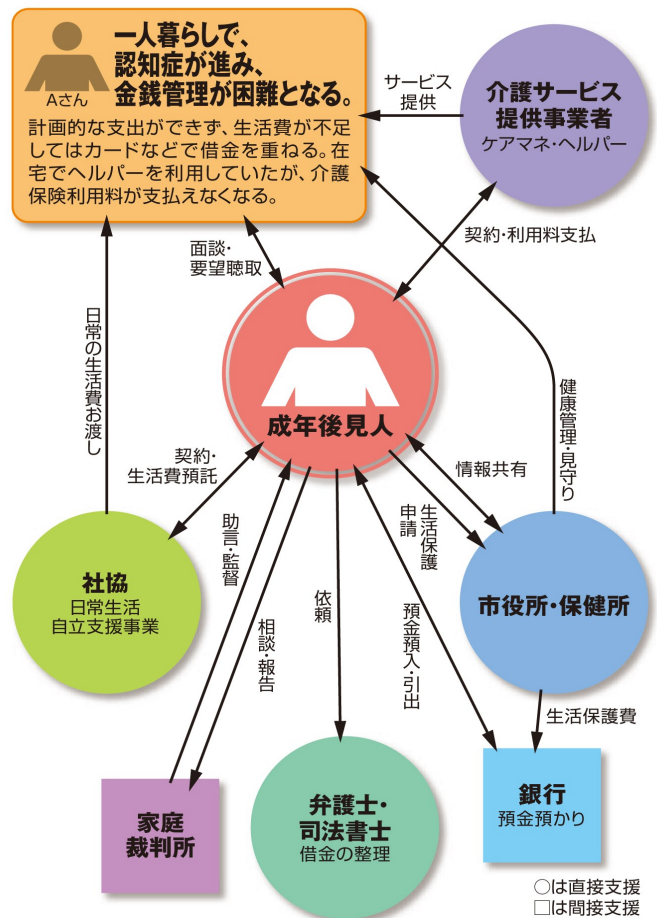
■司法ソーシャルワークとは？

司法ソーシャルワークとは聞き慣れない言葉かもしれませんが。「全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現」の理念の下、法テラスの民事法律扶助制度により、経済的に困っている方への法的支援が可能となりました。

しかし、生活環境や精神的身体的な障がいなどが原因で、いまだに司法にアクセスできない方がたくさんいます。問題を抱えながらも、解決策を見つける手段やきっかけがないために、困難な状況にとどまざるを得ないのです。

そのような方々が直面する様々な問題(福祉、医療、公的扶助、子育てなど)を解決する一つの方法が、法テラスと関係機関の連携による「司法ソーシャルワーク」です。

それぞれの機関が得意とする分野のノウハウを活かしながら、問題解決に向けて総合的な支援を行います。



※成年後見人等とは？：知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が十分でない人の法律行為の援助、財産管理等を行う者。家庭裁判所から選任され、判断能力の程度によって成年後見人、保佐人、補助人に分かれる。

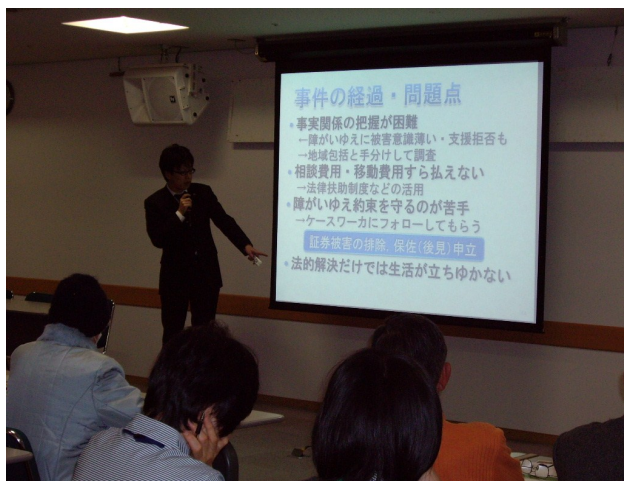
法テラス奈良の司法ソーシャルワークへの取り組み

■講演会

司法ソーシャルワークとは、具体的にどのような活動なのか？

このことを特に行政・福祉・介護関係者の方々に知っていただきたく、本年2月17日(金)に「かしはら万葉ホール」(橿原市)で講演&説明会を開催しました。

講師には法テラスの司法ソーシャルワークに先駆的に取り組んできた社会福祉士で弁護士の太田晃弘氏(東京パブリッシング法律事務所所属で法テラス本部専門員)を講師に招き、福祉と司法の「つながり」、「連携」をテーマに、高齢者・障がい者等の抱えるトラブルを福祉関係者との連携により解決してきた事例を図解と平易な言葉でお話いただきました。



参加者は県内のケアマネージャー、社会福祉士、自治体職員、福祉関係者など、100名を超える申し込みを頂きました。

写真などのスライドを多用した講演のあと、質疑応答では介護サービスの現場で抱えるトラブルなど突っ込んだ質問が積極的に出され、応答した講師や弁護士も回答を考えるような場面もありました。

■出張説明会

法テラスでは、職場における研修会などに講師として出張し、法テラスの制度や法的トラブルの解決方法を紹介する「出張説明会」を随時受け付けています。

去る8月20日(月)には、奈良市内の民生委員の会合に出席させていただきました。

■過去の訪問先

- 香芝市社会福祉協議会 様
- 奈良地方法務局五條支局 様
- 奈良市社会福祉協議会 様
- 奈良県司法書士会 様 ほか多数

なお、法テラスの出張説明会では、講師料や旅費などの費用はすべて**無料**で、職員が皆様のもとへ伺います。職場の研修会の講師などにお声をかけてください。



お時間が取れないような場合でも、法テラスの業務紹介DVDをお送りすることが可能です！お気軽にお問い合わせください。



【写真】2011.11.10 奈良市地域自立支援協議会研修会にて

■新しいスタッフ弁護士が着任しました

今年から法テラス奈良の司法ソーシャルワークの中核を担うことになるスタッフ弁護士が本年6月に着任しました。



■奈良の地域に根ざした、みなさんにとって身近な弁護士になりたい

弁護士がひとりもない、のどかな港町、静岡の焼津で生まれ育ちました。大学時代は文化人類学を学び、世界各国の世界遺産をフィールドワークしていました。もちろん、奈良にも何度もお邪魔しました。大学卒業後は、文化財保護の法整備支援をしたいと思ひ、京都の立命館大学法科大学院に進学しました。法律の勉強に疲れると、京都の広隆寺か、奈良の中宮寺の弥勒菩薩に会いに行くのが定番でした。

教職を辞し、児童相談所の相談員をしながら民生委員として奮闘する母親の相談にのっているうちに「遠い世界の文化財ではなく、手の届く身近な人の力になりたい。」という思いが芽生え、弁護士になろうと決意しました。

母親のように地域に根ざして、依頼者に一番近いところで日々奮闘していらっしゃる関係機関の皆様と一緒に、悩みを抱えていらっしゃる方々が少しずつでも前に進めるようにお手伝いができればと考えています。

どんなに些細なことでも、どうすることもできないように思えることでも、一度お気軽にご相談ください。

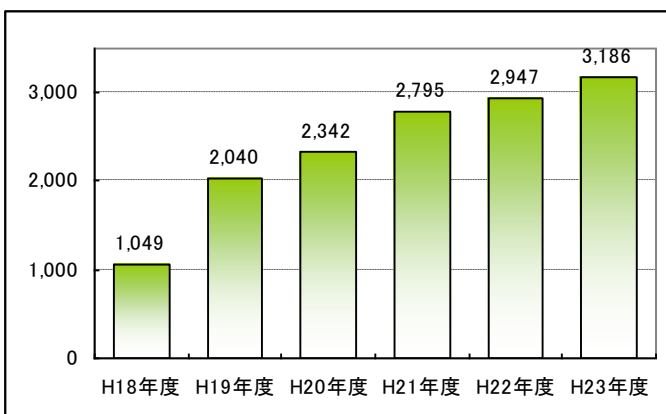
なお、法テラス奈良は、奈良弁護士会の弁護士とも連携しながら、市民の皆様の法的トラブルの解決に取り組んでまいります。

■業務実績報告

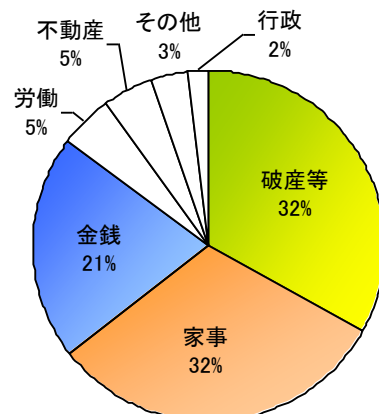
■平成23年度に法律相談援助件数が過去最高を記録。「借金の問題」から「家族の問題」へと変化

平成23年度、法テラス奈良では法律相談援助件数が3186件で、平成22年度よりも239件増加し、過去最高を記録しました。相談内訳を見ると、破産等の「多重債務事件」と離婚・相続などの「家事事件」が共に32%とトップを占めていますが、平成22年度実績では「多重債務事件」が43%(1位)に対し「家事事件」が27%(2位)であったことから、奈良県においても全国傾向と同様、「借金の問題」から「家族の問題」への変化が伺えます。

■法律相談援助件数の推移



■法律相談の内訳（平成23年度）



■法テラス・サポーターズクラブ入会受付中！

サポーターズクラブとは

法テラス・サポーターズクラブは、法テラスの周知活動と寄附にご協力いただく応援組織です。

“法テラスを応援したい”

“法テラスをもっとたくさんの人に知ってもらいたい”

という方ならどなたでもご入会いただけます。

※ 入会いただくとメンバーズカードとピンバッジを差し上げます。

法テラス奈良 ご利用ガイド

Step1【ご案内】

法制度や最適な相談窓口などの情報を無料でご案内します。

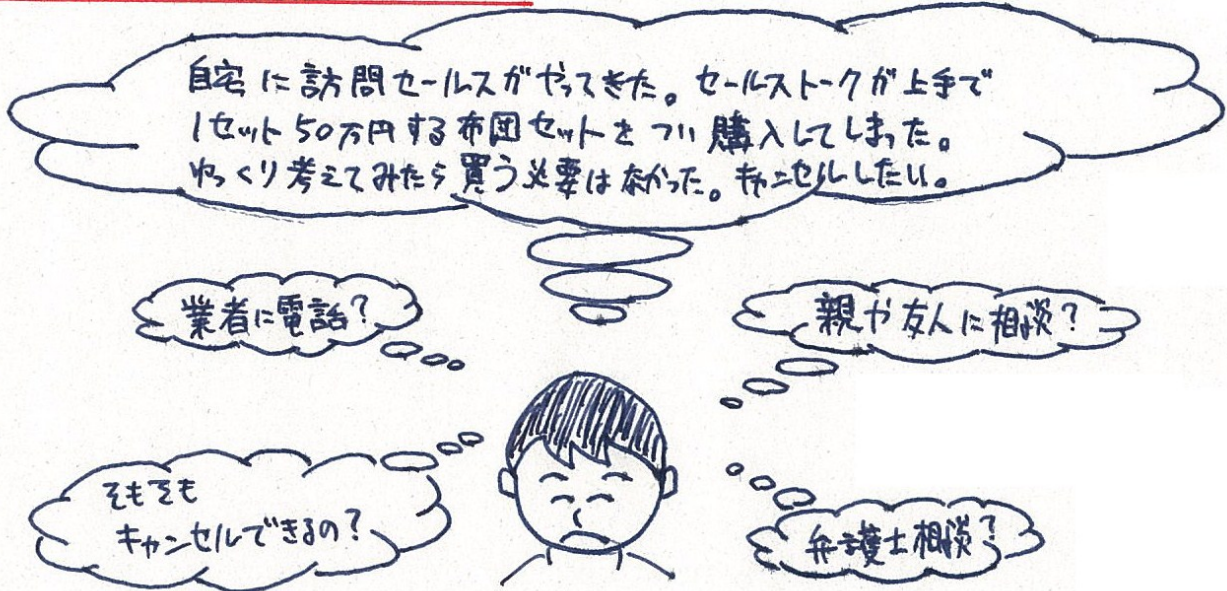
Step2【法律相談】

要件を満たす方には、無料の法律相談を行います。

Step3【費用の立替え】

審査のうえで、弁護士・司法書士費用等の立替を行います。

では、次のような場合はどうしますか？



そんなとき...



経済的な理由で立ち止まっている方にも「解決の一步」を踏み出せます！

訴訟や、事件の相手方との交渉を弁護士・司法書士に依頼する際の費用を法テラスが皆様に代わって無利子で立替えます。

■ご利用条件

Step2【法律相談】と同様に本人と配偶者の収入・資産の金額が基準以下の方が対象となります。ご利用には書面による審査があります。審査による決定後、費用の立替と同時に分割での返済が始まります。

(例) 弁護士に手続きを依頼した場合に必要な費用

- ①債権者10社の自己破産 ⇒ **149,000円** (実費込み)
 - ②離婚調停 ⇒ **146,000円** (実費込み)
- ※ 標準的な金額のため、審査によって増減する場合があります。
※ 別に、事件の結果に応じた報酬金額をご負担いただきます。



法テラスは、法的トラブル解決のための総合案内所です。

法テラスは、あまねく全国において法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して、2006年4月、政府全額出資により設立されました。